

## 精神障害者福祉手当の支給について

### 1 概要

区内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳 1 級の者に対し、一定の条件の下、区独自の手当を支給することで、生活の安定を支援する。

### 2 対象者

#### (1) 対象要件

文京区内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳 1 級の者で、下記の制限に当てはまらない者

- ア 本人もしくは扶養義務者の所得が限度額を超えている者
- イ 文京区心身障害者等福祉手当を受給している者
- ウ 文京区児童育成手当（障害手当）を受給している児童
- エ 施設に入所している者
- オ 65 歳以上の者

#### (2) 想定対象者数

約 50 名

### 3 支給額

1 人につき月 5,000 円

なお、手当は、毎年 4 月、8 月及び 12 月の 3 期にそれぞれの前月までの分を支払うものとする。

### 4 開始時期

平成 29 年 4 月 1 日

### 5 実施方法

提出された申請書を審査したのち、支給決定を行う。支給は、申請者の金融機関口座への振込みにより行う。

なお、初年度に限り、平成 29 年 12 月末までに申請をした者は平成 29 年 4 月 1 日に申請があったものとみなす。

### 6 周知方法

- (1) 関連団体（家族会・地域活動支援センター等）に対する説明
- (2) 区報・ホームページに掲載

### 7 今後のスケジュール（予定）

- ・平成 29 年 2 月 厚生委員会報告、条例案上程
- ・平成 29 年 4 月 施行
- ・平成 29 年 8 月 4 月～7 月分の支給開始

### 8 所管

保健衛生部予防対策課